

消費者啓発出前講座実施要領

1 目的

消費者被害の未然防止を図るため、宮城県消費生活センター（以下「センター」という。）が消費生活相談員等（以下「講師」という。）を派遣し、若者から高齢者までの各年代が遭いやすい消費者被害やトラブルに遭った場合の対処法等について、受講者の希望に応じて分かりやすく説明する出前講座を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

県内に所在する団体及び県内に居住し、又は県内に通勤若しくは通学する個人。ただし、原則20人以上の参加が見込まれるときに限るが、センターが認める場合はその限りではない。

3 開催方法等

(1) 講師が会場に出向いて直接説明する方法

会場は当該出前講座を申し込む団体の代表者及び個人等（以下「申込者」という。）が用意するものとする。

講座日時は、原則として年末年始・土日祝日を除く、午前10時から午後5時までの間に、40分から90分程度実施するものとする。ただし、消費生活・文化課長が承諾する場合はこの限りでない。

(2) 動画の提供により開催する方法

センターが申込者宛てに動画教材を提供し、動画視聴により受講するものとする。

この場合、動画提供を受けた申込者は、申込時の利用目的以外には動画を使用してはならず、また、第三者に提供してはならない。

4 費用負担

講師に係る費用は県が負担する。会場の使用料等は申込者の負担とする。

5 情報の保護

(1) センターは、講座を開催するに当たり知り得た個人情報について、法令に基づく場合を除いて第三者に提供・開示しない。

(2) センターは、講座を開催するに当たり知り得た個人情報について、盗難、紛失、メールの誤送信等による外部への流出・漏洩等を防止するために、必要かつ適切な安全措置を講じる。

6 事務局

宮城県環境生活部消費生活・文化課相談啓発班

住 所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電 話：022-211-3126 FAX：022-211-2959
メール：syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

7 申込方法等

- (1) 申込者は、原則として開催希望日の2か月前までにセンターに電子申請システム等で直接申し込みするものとする。
- (2) センターは、申込を受付けた後、速やかに実施の可否を申込者に連絡するものとする。なお、日程調整が難しい場合は、協議の上調整するものとする。

申込・問い合わせ先は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
電子申請サービス	URL： https://logoform.jp/form/GQGB/755926 		
県消費生活センター	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1	022-261-3126	022-211-2959

8 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、消費生活・文化課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月27日から施行する。